

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 平成29年1月20日(金)
午前10時～午前11時33分
- 3 場所 第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 市長 片岡恵一、総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則
行政課長 中村定秋、秘書企画課長 佐野剛、同統括主査 小出健二、商工農
政課長 伊藤新治、同統括主査 今枝正継、都市整備課長 西村忠寿
- 6 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤顕
- 7 議長あいさつ
- 8 市長あいさつ
- 9 報告事項
- (1) 一部事務組合議会の経過報告
- ①小牧岩倉衛生組合議会
塚本議員：資料に基づき説明
質疑なし
- ②愛北広域事務組合議会
木村議員：資料に基づき説明
質疑なし
- (2) 執行機関からの報告
- ①平成27年度施策評価結果について
秘書企画課長及び同統括主査：資料に基づき説明
黒川議員：単位施策評価が「△」である項目が平成26年度の6施策から平成27年度は4施策で2施策の減である。減った2施策は何か。
統括主査：商工業の中小商業活性化ビジョンの改定について一定の成果が出たので今年度は「○」とした。地域密着型商業の振興も今後に向けて目途が立ち「○」とした。
堀議員：去年の評価は「○」であったが今年は「◎」、その逆の場合も考えられるが入り繰りはないか。
統括主査：入り繰りはある。
堀議員：評価の変動はさほどないと思われるので、入り繰り分を説明してほしい。「巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用」の説明があり「◎」になったとの報告であるが、その内容が「◎」となる根拠の説明ではなかった。指標が下がったのに「◎」となったことが理解できない。
統括主査：矢戸川は大市場橋付近のBOD値を指標としているが、その数値が下がることは「良い」という結果であって、指標としては良い方向に向

かったということである。

大野議員：ホームページに各シートが掲載されたのはいつか。

統括主査：年明け早々の5日頃である。

鈴木議員：147の施策があるが、それぞれに施策についての評価者がいると思われるが、「どの施策を何人で評価して」という評価体制はどのようなか。

統括主査：評価は2段階で、1次評価は各施策の担当課において課長以下担当者までで評価している。課の職員配置はまちまちなので最低3人が評価を行っている。1次評価の結果を踏まえて、秘書企画課で2次評価を行うのであるが、担当課とのヒアリング実施となる。評価の確定や今後の取組について協議している。秘書企画課は課長、グループ長及び担当の3人体制である。その内容を部長に報告しながら評価を確定している。

堀議員：9月議会当たりで公表するのは難しいか。

統括主査：9月議会前が理想だが、公表前の内部チェックからして困難である。

黒川議員：公表は遅れがちになるが、重要な事は結果を次にどう繋げるかであって、第7次実施計画の見直しに活用するのか、どのように考えているか。

統括主査：年度当初の4月から5月上旬にかけて1次評価に対するヒアリングを実施しているので、実施計画の計上には間に合い反映されてくると考えている。

堀議員：次年度予算への反映は、評価が固まってからと考えるが、平成29年度予算編成と今回の評価とのリンクについてはどのように考えているか。

統括主査：確定した評価の解釈の仕方であるが、「◎、○、△」という評価の確定は6月頃には終わっている。文章の整合性や誤字等の訂正に時間がかかるので、今年度は10月の全員協議会で新規事業や見直しの報告をしたが、次年度も今年度と同様の時期による報告になると考えている。

黒川議員：10月の実施計画の説明では、評価を踏まえた説明をお願いしたい。新規事業の説明が主であったが、評価も踏まえた説明となるよう願う。

総務部長：かなりのボリュームのある業務で他の業務とも重なるなかで進めるので、詳細説明とまではいかないが簡潔に新規事業の説明や施策評価の説明を行いたいと考える。

②公的個人認証サービス利活用推進事業への参加について

秘書企画課長及び同統括主査：資料に基づき説明

黒川議員：モニターが限定されるが、公募に関しては、例えば母子手帳を持ってみえる方、妊娠してみえる方と限定しながら市が行い、今後の検診等

の情報提供を行っていくのか。

統括主査：モニター対象とする世代は絞っていくが、実証機関も短く、限定しすぎるとモニターが出てこないことも考えられる。そこは調整する。

梶谷議員：検診等のお知らせに関しては、ほっと情報メールでも用が足せると思うが、それ以上のメリットを求める市民がいるのか。

統括主査：ほっと情報メールは対象者に情報提供するものである。国は今回の事業で手続きまで済ませることができるということを実証したいと考えている。参加することで今後の課題も見えてくる。モニターに関しては一定数が必要であるが岩倉市では10人程必要と確認している。

堀議員：モニターになる条件としてマイナンバーカードが必要か。

統括主査：必須である。

木村議員：番号の管理という点で民間事業者に母子保健を利用する方の情報が集約されない仕組みになっているのか。

統括主査：事業者が情報を持つことはないと確認している。

鈴木議員：9月に報告書提出となっているが、その後の展開はどうか。

統括主査：その報告書提出は国に対して提出するものである。前段として市がモニターに行う意見聴取、これをまとめて事業者にも提出していく。実証は期間を区切って行っていくが、現状7月から8月までを予定しているが、実証実施後のサービスは停止である。分野の発展性も検討されたが、ワンストップサービスが実現しやすく、対象者も絞って実証できるサービスを選定しているので、次々と分野が発展していくことは考えづらい。実証することで、使いやすい、使いにくいという意見が出てくるので、今後の方向性も打ち出されてくると考えている。

堀議員：スターキャット側のメリットとしてケーブルテレビの加入促進に繋がることが考えられる。個人でスターキャットと契約することになるが、モニター期間中は無料にするとかスターキャット側に委ねられているのか。スターキャットからはどのような説明があるのか。

統括主査：視聴に関することは把握していないが、引込工事は無料のようである。その後の勧誘が最大のメリットと推測する。スターキャットと今後の詳細を把握していく上で確認していく。

③（都）北島藤島線跨線橋完成記念イベントについて

商工農政課統括主査：資料に基づき説明

大野議員：開通はいつか。

都市整備課長：3月30日を予定している。

大野議員：北島藤島線西部の稲荷町内の信号設置はいつか。

都市整備課長：公安委員会は開通に合わせて信号は設置しないと結論を出している。市が行う地元説明会等の機会に、地元からも交通安全に係る指摘事項として信号設置についていただいております、昨日も公安委員会への要望として現地を見てもらった。しかしながら公安委員会の見解としては、今後の交通量から判断したいとのことである。要望する信号機は消防署南の信号機からも非常に近いことから、交通の流れを疎外するおそれがあることが理由のようだ。市も交通量調査を行いその結果も報告しているが、その上での判断のようだ。残念ながら開通時の信号設置はかなわない。市としては引き続き協議を続けていきたいと考えている。

大野議員：開通時の信号設置がかなわないのか、安全対策をどのように考えているのか。

都市整備課長：現地で公安委員会と協議した結果であるが、後々は「東西を渡る横断歩道の設置」という要望を行っている。市としても何らかの対策は必要と考えガードパイプの設置等を考えている。

堀議員：イベントの「主催等」について、主催と主管の関係が分かりづらい。目的には軽トラ市を知ってもらうことと跨線橋への愛着について掲げられているが、主催と主管の関係性はどうか。

商工農政課長：元来の跨線橋事業は都市整備課所管の事業である。跨線橋の完成に合わせてイベント実施の相談があった。軽トラ市実行委員会は以前から道路上開催を希望していたので、このイベントについて相談したのが経緯である。主催は軽トラ市実行委員会を所管する岩倉市と観光振興会である。イベントを企画、実行するのは軽トラ市実行委員会で主管としている。

堀議員：軽トラ市実行委員会が積極的にイベントを運営したいという考え方で、この実行委員会が「やらされている」という構図ではないという理解で良いか。

商工農政課長：実行委員会にも「人が集まらないのでは」という懸念があった。しかし、イベントに子どもが興味を示すミニSL運行やフワフワドームを企画し、イベント周知方法も各区への回覧や学校での周知と徹底することで、実行委員会の総意としてイベントへ参加することとなった。

大野議員：臨時駐車場は予定しているのか。

統括主査：出展者は消防署を考えている。今回のイベントは道路を歩いてもらいたいという趣旨もあるので参加者の臨時駐車場は用意していない。

木村議員：新たなイベントの企画であるが、予算はどのようになっているか。

都市整備課長：施工業者負担となっている。

都市整備課長：北島藤島線跨線橋の正式名称及び愛称であるが、市内小・中学校の児童及び生徒から1,116点応募があり、正式名称は「岩倉南部跨線橋」、愛称は「夢結橋（ゆめゆいばし）」と採用することとした。

④その他

- ・郵便局との協定

秘書企画課長：資料に基づき説明

質疑なし

- ・雇用促進住宅岩倉宿舎のお知らせについて

都市整備課長：資料に基づき説明

伊藤議員：これまで一般質問を行ってきたなかでは、耐震性からも取り壊すとの報告もあったが、今後10年間は入居者が新たに賃貸契約を結び直すという解釈で良いか。

都市整備課長：そのとおりである。

(3) その他

特になし

10 協議事項

特になし

11 その他

特になし